

## 特別支援学級指定校変更承認基準

### 指定校変更承認基準（特別支援学級）

令和2年度現在

区分	事由	対象学年	承認期間	添付書類等
1 市内転居	市内転居で通学区域が変わり、引き続き転居前の学校へ通学を希望する場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	
2 住宅購入等（転居予定）	家の新築・購入等により転居をすることが確実であり、転居予定先の通学区域の学校へ通学を希望する場合。ただし、転居までが1年以内の場合とする。	小・中学校の全学年	転居するまで	建築確認書 売買契約書 賃貸契約書等
3 両親共働き等	両親共働き又は父子・母子家庭で、預かり先（原則として親族）又は店舗等の在る通学区域の学校へ通学を希望する場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	勤務証明書 営業許可書 預かり証明書等
4 身体的理由	身体障害や病弱（身体虚弱を含む。）、慢性疾患等の理由により、通学・通院等利便性のある通学区域の学校への通学が必要であると認められる場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	医師の診断書 校長の意見書
5 教育的配慮等	いじめ等の理由により、指定校に通学することが困難な状況であり、相当の事由があると教育長が認める場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	校長の意見書 等、教育委員会が必要とする書類
6 その他	兄又は姉が指定校変更又は学校選択の承認を得て通学している学校へ、弟又は妹が通学を希望する場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	